

一般社団法人 機密情報抹消事業協議会
2019 年度第 2 回理事会議事録

日 時: 2019 年 5 月 15 日(水) 13:30~16:30
場 所: スペイシー会議室 (東京都中央区八重洲 1-8-9 八洲ビル A 4F)
理事総数 5 名、定足数 3 名
出席者: 理事: 5 名
(理事出席) 大久保薫、石川喜一郎、昇塚清謙、加藤達也、菊地正広
監事: 2 名
(出席監事) 市川諭、小六信和
議題事項: 2019 年度定時社員総会について
配布資料 2019 年度定時社員総会資料 (案)

理事総数 5 名のうち 5 名の理事が出席した。事務局が、定款第 34 条に定める定足数を満たしており、本日の理事会は成立することを報告した。

1 資料説明

事務局が、2019 年度定時社員総会 (案) に沿って第 1 号議案~第 6 号議案について説明した。

第 1 号議案 2018 年度事業報告書

2018 年度は、第 4 回自己点検、会報の発行、会員研修、適合証明検査基準の策定、認定制度説明会、ガイドラインの改訂作業 (受託業務) を実施した。地域セミナーへ参加は、講師として参加できる地域セミナーが特定できなかったため未実施となった。団体名の変更は総会決議事項であるため、2019 年度定時社員総会に持ち越しとした。

第 2 号議案 2018 年度収支決算

5 月 13 日に監事による監査を行った。2018 年度の収支決算は、-4,340,234 円となり、2019 年度へ繰越になる。

第 3 号議案 2019 年度事業計画 (案)

機密文書処理サービス会社の第三者認定制度の導入し、7 月 1 日に適合検査の申込み受付を開始するほか、機密抹消セミナーの開催、会員研修の実施、自己点検の実施、会報の発行及びガイドラインの改訂業務を行う。また、昨年度未実施の団体名の変更など定款の一部変更を行う。

第 4 号議案 2019 年度収支予算 (案)

2019 年度は、支出が収入を上回ると予想される。認定制度、セミナー参加費、研修参加費、物品販売費などの事業収入により 2018 年度の欠損金の削減を目指す。

第 5 号議案 定款の一部変更の件

認定制度導入に関連し、団体名を変更するとともに、事業内容、会員種別及び入会基準を変更する。

第 6 号議案 役員改選の件

理事 5 名は留任で、監事の小六信和氏は、今限りで退任となる。また監事の市川諭氏の任期は 2021 年の定時社員総会までである。

2 審議経過及び結果

第 1 号議案 2018 年度事業報告書

事業報告書の内容とおりとする。

第 2 号議案 2018 年度収支決算

総会では収支決算の支出勘定科目の要点を報告する。

第3号議案 2019年度事業計画（案）

機密抹消セミナーは、会員に限定せず非会員も対象としている。昨年度1年間かけて検討した認定制度の導入は、今年度の最も重要な事業の一つである。経済産業省のセミナーは公益事業という性質上利益を出すことができないが、セミナーで協議会設立以来の目標であった認定制度について紹介することは意義があると考えられることから、経産省後援の「第3回機密抹消セミナー」を企画・開催する。

第4号議案 2019年度収支予算（案）

支出の勘定科目を決算書に揃えて支出金額を計上する。収支予算上は、欠損金を半分に減らす予算案とする。

第5号議案 定款の一部変更の件

定款の一部変更（案）は、以下のとおりとする。

変更前（現在）	変更後
<p>（名称）</p> <p>第1条 この法人は、<u>一般社団法人機密情報抹消事業協議会</u>と称し、英文では、<u>the Association for Information Destruction Business of Japan Inc.</u>と表示する。</p>	<p>（名称）</p> <p>第1条 この法人は、<u>一般社団法人機密情報抹消事業者協会</u>と称し、英文では、<u>the Association for Information Destruction Business of Japan Inc.</u>と表示する。</p>
<p>（事業）</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) リサイクル対応型機密文書処理ガイドラインの普及啓発</p> <p>(2) <u>リサイクル対応型機密文書処理ガイドラインの改訂</u></p> <p>(3) 機密情報抹消に関する情報収集及び提供</p> <p>(4) 機密情報抹消に関する調査研究</p> <p>(5) 機密情報抹消に関する海外機関との情報交換</p> <p>(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>（事業）</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>機密情報抹消事業者を対象とした認定制度の運営及び認定証の発行</u></p> <p>(2) <u>機密情報抹消サービス向上のための会員研修の企画及び実施</u></p> <p>(3) <u>機密情報の適正な抹消方法を普及するための機密抹消セミナーの企画及び実施</u></p> <p>(4) 機密情報抹消に関する情報収集及び提供</p> <p>(5) 機密情報抹消に関する調査研究</p> <p>(6) 機密情報抹消に関する海外機関との情報交換</p> <p>(7) リサイクル対応型機密文書処理ガイドラインの普及</p> <p>(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
<p>（会員の構成）</p> <p>第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した機密情報抹消事業を行う法人</p> <p>(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人</p> <p>(3) ユーザー会員 この法人の事業に賛同し機密文書を排出する個人又は法人</p>	<p>（会員の構成）</p> <p>第5条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1) <u>認定正会員</u> この法人の目的に賛同して入会した機密情報抹消事業を行う法人で、<u>適合証明検査に合格した法人</u></p> <p>(2) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した機密情報抹消事業を行う法人</p> <p>(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人</p> <p>(4) ユーザー会員 この法人の事業に賛同し機密文書を排出する個人又は法人</p>
<p>（入会）</p> <p>第6条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申請書により申し込み、理事会の承認を得るものとする。</p> <p>2 正会員の入会申請にあたっては、既存の正会員の推薦を必要とし、<u>理事会が別に定めるリサイクル対応型機密文書処理ガイドラインを遵守する誓約書を理事長に提出しなければならない。</u></p>	<p>（入会）</p> <p>第6条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申請書により申し込み、理事会の承認を得るものとする。</p> <p>2 正会員の入会申請にあたっては、<u>理事会が別に定める誓約書を理事長に提出しなければならない。</u></p>

3 その他

6月18日のスケジュール

6月18日の総会当日に予定している「認定制度の説明会（第2回）」は、定時社員総会終了後とする。

14:30～15:30	定時社員総会
15:30～16:00	休息
16:00～17:00	認定制度説明会

ガイドライン原案策定業務

ガイドライン原案の策定にあたって、協議会内の意見を集約するよう求められている。8月末までに理事会を開催し、意見集約を行う。理事会は、8月2日（終日）に開催する。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議長は本議事録を作成し、議長及び出席理事の全員が記名押印する。

代表理事 大久保 薫



理事 石川 喜一郎



理事 昇塚 清謙



理事 加藤 達也



理事 菊地 正広



監事 市川 諭



監事 小六 信和

